

【カナダ】修理等のため技術的保護手段回避を合法化する著作権法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室 河合 美穂

* 2024年11月、電化製品等の修理等及び相互運用を行う等の目的の場合における技術的保護手段の回避を原則として合法化するため、著作権法が改正された。

1 背景

近年、カナダでは、製品寿命が短く、又は修理に負担が掛かる家電製品や電子機器（以下「電化製品等」）の廃棄が増加し、その減量化が環境上の課題となっている¹。電化製品等の修理は課題解決の一助となるが、収益安定を図りたい製造元により、（機器に埋め込まれた診断データなど）修理に必要なプログラム情報が知的財産として囲い込まれ、製造元でしかアクセスして修理できないという事情がある。そこで、消費者自身等による「修理する権利」²をめぐる議論が活発化した。カナダ政府はこの権利を一定程度保障するため、2024年に著作権法を改正した。法改正に至る主な背景は次のとおりである。

2021年に、イノベーション・科学・経済開発省が、モノのインターネット化（IoT）³が進む現代の著作権の在り方に関する協議（法改正に対する意見募集）を行った。その中で、次のような指摘がなされた。例えば、農村部の消費者は、収穫期に農業機械が壊れた場合、至急の修理が必要であるため、自分で、又は地元の独立系修理業者が修理できることが望ましいとされた。ところが、製造元は、製品内のプログラムに、暗号化等の技術的保護手段（Technological Protection Measure: TPM）を施しており、修理するには、これを技術的に回避することが必要とされる。また、消費者等が TPM を回避して、純正品及び正規品以外の製品（以下、まとめて「非純正品」）を自由に利用できるようになれば、消費者の修理の選択肢が増えるとされた。

他方、著作権法⁴では、TPM の回避は原則として違法とされている。今般、電化製品等にまで TPM が普及した実態を受けて、製品の修理等を目的として TPM を回避する場合、当該回避を違法としないよう、著作権法が改正されることとなった。

なお、修理する権利の保障は、州が所管する消費者保護法⁵などの分野においても検討されている。連邦レベルの法改正は、州の取組を補完するものとされた。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ 第1節及び第2節(2)（法文以外の箇所）は、別に注のない限り、次の資料に基づく。“A Consultation on a Modern Copyright Framework for Artificial Intelligence and the Internet of Things,” 2021, pp.4-5, 19-27. Government of Canada website <<https://ised-isde.canada.ca/site/strategic-policy-sector/sites/default/files/attachments/2022/ConsultationPaperAIEN.pdf>>; “Competition Bureau Submission to the Consultation on a Modern Copyright Framework for Artificial Intelligence and the Internet of Things,” September 28, 2021. *ibid.* <<https://competition-bureau.canada.ca/en/how-we-foster-competition/promotion-and-advocacy/regulatory-advice/interventions-competition-bureau/competition-bureau-submission-consultation-modern-copyright-framework-artificial-intelligence-and>>

² 一般的には、消費者が製品の修理について、より多くの選択肢（製造元等による認定修理、製品の保証を無効とすることのない独立系修理業者による修理又は消費者自身による修理）と情報を要求できることとされる。“Right to Repair Consultation Document,” 2024.9.27. Government of Canada website <<https://ised-isde.canada.ca/site/ised/en/right-repair-consultation-document>>

³ コンピュータ、スマートフォン以外の家電や自動車などあらゆるモノをインターネットに接続し膨大な情報を共有する仕組み。「IoT」『現代用語の基礎知識 2025』自由国民社, 2025, p.311.

⁴ Copyright Act (R.S.C., 1985, c.C-42) <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-42/FullText.html>>

⁵ 例えば、消費者保護に関する州の主な取組として、2023年10月、ケベック州では、計画的陳腐化（製品寿命の短

2 著作権法の改正

(1) 改正経緯

製品の修理等の目的での TPM 回避を合法化するため、著作権法を改正する 2 つの法律案 (① (製品等の) 診断、保守及び修理に関する著作権法改正法案、② (プログラム等の) 相互運用⁶に関する同法改正法案) がカナダ議会に提出された (①は 2022 年 2 月 8 日に、②は同年 6 月 17 日に提出)。両改正法とも 2024 年 11 月 7 日に裁可された (同日施行)⁷。

(2) 改正法の概要

両改正法は、消費者自身又は第三者が修理等を行う場合の TPM 回避を合法化する。

(i) 著作権法改正法（診断、保守及び修理）

改正法は全 2 か条から成る。著作権法の「TPM」及び「回避」の定義において、プログラムが対象となることが明確化された (同法第 41 条)。回避とは、(TPM に当たる) 暗号化やスクランブル化⁸がなされた著作物又はプログラムの復号化、そのほか無効化、迂回、除去、解除又は毀損といった行為と定義された (ただし、著作権者の許諾がある場合を除く。)。

TPM の回避は、TPM が施された著作物 (プログラムを含む。) が製品の一部を構成する場合において、当該製品を診断し、保守し、又は修理する目的に限定して合法化された (同法第 41.1 条第 1 項 a 号、第 41.121 条第 1 項 (新設))。新設された第 41.121 条第 1 項は、他者のために TPM を回避する者にも適用されることが明確化され (同条第 2 項)、これにより第三者の修理等も同様に合法化された。

(ii) 著作権法改正法（相互運用）

改正法は全 1 か条から成る。相互運用が修理に資する例は、破損部品を交換して (第三者による) 非純正品を使用することである⁹。改正前には、プログラム同士で相互運用を行う目的での TPM 回避を認める例外規定があった。しかし、IoT が進む現代においては多様な製品が接続され得るため、相互運用の片方は、プログラムではない可能性がある。そのため、合法的に取得されたプログラムを保護する TPM の回避は、プログラム若しくはそれが組み込まれた装置が、他のプログラム、(プログラムではない) 装置若しくは部品との間で、相互運用を可能とする情報 (送受信する信号など) を取得する目的又は相互運用 (自体) を行う目的であれば合法化すると改正された (著作権法第 41.1 条第 1 項 a 号、第 41.12 条第 1 項 (新設))。

また、相互運用という目的に限定するなど所定の要件を満たすことにより、他者との間で、TPM を回避して相互運用する技術、装置、部品を提供することや相互運用するために取得された情報を提供 (共有) すること、これらの技術等や情報を使用することが可能である (同法第 41.12 条第 3 項、第 4 項から第 6 項まで (新設))。

縮技術) を禁止し、製造元が修理を保証する最低保証期間を家電等に導入し、製造元に対し、製品販売後「合理的な期間」、修理に必要な工具、部品、情報等を提供する義務を課すことが消費者保護法に規定された。Consumer Protection Act (chapter P-40.1) <<https://www.legisquebec.gouv.qc.ca/en/document/cs/P-40.1>>

⁶ 同法に定義はない。一般的には、機器、ソフトウェア、システム等が、共通の仕様やデータ形式、伝送手段等に対応しており、互いにデータを伝達したり、機能を呼び出して使用したりできることをいう。「インターラベラビリティ」IT 用語辞典 e-Words ウェブサイト <<https://e-words.jp/w/インターラベラビリティ.html>>

⁷ ① : An Act to amend the Copyright Act (diagnosis, maintenance and repair) (S.C. 2024, c.26) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2024_26/FullText.html>; ② : An Act to amend the Copyright Act (interoperability) (S.C. 2024, c. 27) <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/AnnualStatutes/2024_27/FullText.html>

⁸ データを一定の手順で元の状態とは異なる乱雑な状態にすることをいう。元のデータに戻すことを復号化という。「スクランブル」IT 用語辞典 e-Words ウェブサイト <<https://e-words.jp/w/スクランブル.html>>

⁹ 非純正品により利便性が向上する機能拡張や別製品へのデータ移行等、修理以外での相互運用にも適用される。